

電気設備工事及び機械器具設置工事の最低制限価格について

川島町建設工事等最低制限価格制度要綱第3条第2項の規定に基づき、電気設備工事及び機械器具設置工事の最低制限価格の設定方法を次のとおり定めるものとする。

1. 電気設備工事及び機械器具設置工事の最低制限価格

電気設備工事及び機械器具設置工事の最低制限価格は、税抜き予定価格の100分の75を乗じて得た額（ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額を最低制限価格とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{電気設備工事及び} \\ \text{機械器具設置工事の} \\ \text{税抜き予定価格} \end{array} \right] \times 100 \text{分の} 75 + \text{消費税相当額} = \text{最低制限価格}$$

2. 適用期間

この決裁に定める最低制限価格は、令和4年3月31日までに公告又は指名通知した電気設備工事及び機械器具設置工事に係る競争入札に適用する。